

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体

民間公益活動促進業務規程 の案

2018年10月3日

内容

第1章 総則	3
第1条 (目的)	3
第2条 (本財団の指定活用団体としての業務運営の基本方針)	3
第2章 ガバナンス・コンプライアンス体制	5
第3条 (公益認定と同水準のガバナンス・コンプライアンス体制)	5
第4条 (コンプライアンス体制)	5
第5条 (内部通報制度の整備及び運用)	5
第6条 (利益相反に防止に係る体制の整備及び運用)	5
第7条 (事業計画及び収支予算の作成)	6
第1款 基本方針に示された業務ごとの実施の方法に関する事項	6
第3章 資金分配団体の選定等	6
第8条 (「優先的社会課題」の把握・分析及び決定)	6
第9条 (資金分配団体の審査対象等)	7
第4章 審査の方法及び基準	8
第10条 (第1次書類選考の方法)	8
第11条 (利害関係者の取扱い)	9
第12条 (公開面接)	9
第13条 (資金分配団体選定の基準)	9
第14条 (選定における留意事項)	11
第15条 (民間公益活動を行う団体の選定の基準)	11
第16条 (資金分配団体の登録)	11
第17条 (名称等の変更の届出)	11
第5章 資金分配団体に対する資金の助成	12
第18条 (最適な資金のポートフォリオ)	12
第19条 (包括的な支援プログラムの尊重)	12
第20条 (助成金等交付決定通知)	12
第21条 (助成金等交付決定の受諾)	12
第22条 (助成金等交付の辞退)	12
第23条 (助成金等支払区分)	12
第24条 (助成金等支払の申請)	13
第25条 (助成金等の支払)	13
第26条 (助成金等の追加助成)	13
第27条 (善良な管理者の注意義務)	13
第6章 休眠預金に係わる資金の活用対象の範囲	13

第 28 条	(区分経理)	13
第 29 条	(直接経費)	13
第 30 条	(間接経費)	13
第 31 条	(帳簿の備え付け)	14
第 32 条	(適正かつ効率的な予算執行)	14
第 33 条	(資金活用対象事業の変更)	14
第 34 条	(資金活用対象事業の状況報告)	14
第 35 条	(資金活用対象事業の完了報告)	15
第 36 条	(取得固定資産の区分)	15
第 37 条	(助成金等の額の確定等)	15
第 38 条	(取得固定資産の管理に関する誓約書)	15
第 39 条	(取得固定資産の管理及び処分)	15
第 7 章	継続的な進捗管理と成果評価の点検検証.....	16
第 40 条	(評価指針の策定と公表)	16
第 41 条	(評価指針の考え方)	16
第 42 条	(評価指針策定等委員会)	17
第 43 条	(継続的な進捗管理)	17
第 44 条	(評価指針に基づく成果評価の点検)	17
第 45 条	(定量データの厳格性)	17
第 46 条	(非資金的支援)	17
第 5 章	資金分配団体に対する監督.....	17
第 47 条	(資金提供契約)	17
第 48 条	(資金分配団体への監督)	18
第 49 条	(資金活用対象事業確定後の監査)	18
第 50 条	(関係書類の保存期間)	19
第 51 条	(助成金等の返還)	19
第 6 章	選定の取消と事業の承継.....	19
第 52 条	(資金分配団体選定の取消し)	19
第 2 款	19
第 53 条	休眠預金等交付金の受入れ	19
第 54 条	(民間公益活動の促進に関する調査及び研究)	20
第 55 条	(民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動)	20
第 56 条	(シンボルマークの策定・活用)	20
第 57 条	(本財団による評価の実施)	21
第 58 条	(関連知識の分析・最適な組合せを図るための知識環境の整備)	21
第 59 条	(成果評価実施支援)	22

第 60 条	(実務を通じた研修の場を提供)	22
第 61 条	(多様な分野において活動する団体のネットワーク化を促進)	22
第 62 条	(国際交流)	22
第 63 条	(資金分配団体における業務の公正かつ的確な遂行に必要な措置)	22
第 64 条	(公示)	22
第 65 条	(資金活用対象事業の表示)	22
第 66 条	(資金活用対象事業の公開)	23
第8章	業務委託の基準.....	23
第 67 条	(業務の委託に関する基準).....	23
第9章	契約に関する基本的事項.....	23
第 68 条	(契約に関する基本事項).....	23
第10章	収支決算書に係る外部監査の実施に係る事項	23
第 69 条	(外部監査)	23

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体

民間公益活動促進業務規程 の案

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第二百一号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体（以下「本財団」という。）が実施する同条第 2 項に規定する業務の方法について基本的な事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

第2条 (本財団の指定活用団体としての業務運営の基本方針)

財団は、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために、法第 8 条の規定により本財団に交付される交付金（以下「休眠預金等交付金」という）による助成等の運営に当たっては、法、休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針（平成 30 年 3 月 30 日内閣総理大臣決定。以下「基本方針」という）及びこの規程に定めるところに従い、適正かつ効率的に行うものとする。

2 前項で掲げる民間公益活動とは事項の要件をすべて満たすことが求められている活動

のことをいう。

① 社会の諸課題の解決を図ることを目的とする活動

② 民間の団体が行う公益に資する活動

③ 成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの

3 第1項の目的を達するため、以下の基本原則に基づき業務を運営する。

(1) 国民への還元

原資が国民の資産であることに鑑み、休眠預金等を預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、休眠預金等に係る資金の活用の成果を広く国民一般の利益の増進に資するようにする。

(2) 共助

行政が本来行うべき施策（公助）の肩代わりではなく、共助の活動に焦点を当てた支援を行う。

(3) 持続可能性

民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間の資金を自ら調達できる環境の整備に資するよう休眠預金等に係る資金を活用し、社会の諸課題が自律的かつ持続的に解決される仕組みを構築する。

(4) 透明性・説明責任

指定活用団体、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体並びに政府の各主体は、成果を含めたあらゆる情報を国民に分かりやすい形で公表し、説明責任を果たす。

(5) 公正性

利益相反の防止等の徹底により、休眠預金等に係る資金の活用を公正に実施する。

(6) 多様性

優先的に解決すべき社会の諸課題及びその解決策は地域や分野等によって多様であることに十分配慮する。

(7) 革新性

各法令や公的制度のいわゆる「狭間」に位置している取組、前例のない取組等を対象に、多様な手法を用い、柔軟かつ効果的・効率的に休眠預金等に係る資金を活用し、その成果のより広範かつ発展的な展開等を進めることにより、ソーシャル・イノベーションを実現する。

(8) 成果最大化

一定のリスクを許容しつつ、社会の諸課題の解決に大きな成果を出すことが見込まれる事業を積極的に支援することにより、本制度全体でみた成果の最大化を図る。

(9) 民間主導

本制度の運用に当たっては、指定活用団体を中心に、各関係主体間の連携の下に民間主導で行い、行政の過度な干渉を避け、民間の発意を尊重する。

(10) 比例原則

規模に応じて最も効果的な手法を選択することに配慮すること。

第2章 ガバナンス・コンプライアンス体制

第3条（公益認定と同水準のガバナンス・コンプライアンス体制）

本財団は内閣府を行政庁として公益法人として認定の申請を行うものとする。

2 前項に係らず、公益認定がなされない場合にあっても、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）（以下「公益認定法」という第五条1号、2号、3号、4号、5号、10号、11号、12号、13号、17号、18号各号並びに6条の規定を準用する。

3. 本財団は、財団の評議員会又は理事会の決議に当たっては、定款、評議員会運営細則、理事会運営細則の定めに従って当該決議について特別の利害関係を有する評議員又は理事を除いた上で行なわなければならない。

第4条（コンプライアンス体制）

本財団は、業務の適正な実施のために、別に定めるコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス担当理事を置く。

2 コンプライアンス施策の検討等を行う組織（外部の有識者等も参加するもの）としてコンプライアンス委員会を設置し、その下に実施等を担うコンプライアンス統括室を設置しなければならない。

第5条（内部通報制度の整備及び運用）

本財団は内部通報に係る規程を規整備し、不正発生時には、不正発生時対応規程にもとづき原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策の策定の3点を確実に実施し、その内容を公表しなければならない。

2 公益通報については「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン（平成28年12月9日消費者庁）」に基づき整備するものとし、公益通報規程に基づき適切に運用しなければならない。その際、通報者に対する、配置転換、解雇その他の不利益な取扱いの禁止及び通報者の匿名性の確保の徹底を行わなければならない。

第6条（利益相反に防止に係る体制の整備及び運用）

本財団の役職員は、3か月ごとに「利益相反に該当する事項」に関する申告書を提出し、監事及び職員にあっては理事会において、また、理事にあっては監事全員及びコンプライアンス委員会において内容を確認しなければならない。その際、理事会は監事及び職員に対して、監事は理事に対して、必要に応じて是正を命じることができる。また、6か月に一度、利益相反該当状況を公表するものとする。

2 本財団の評議員並びに役職員は、資金分配団体及び民間活動を行う団体との関係及びその候補者との関係において疑念を招かないように別に定める「評議員及び役職員と資金分配団体及び民間活動を行う団体等との関係規則」に従わなければならない。

第7条（事業計画及び収支予算の作成）

本財団は、法第26条第1項の規定により、事業計画及び収支予算の内閣総理大臣の認可を受けようとするときは、当該事業年度開始の1月前までに（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、申請書に事業計画書及び収支予算書等を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。また、事業計画及び収支予算の変更の認可を受けようとするときは、あらかじめ変更の内容及び理由を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。する。

2 本財団は、法第26条第1項の規定により内閣総理大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画及び収支予算を公表しなければならない。

3 本財団は、法第二十八条に定める帳簿以下の帳簿を一年ごとに閉鎖し、閉鎖後十年間保存しなければならない。

- 一 法第八条の規定により交付された休眠預金等交付金の額の総額
- 二 法第二十一条第一項各号の業務ごとに充てた休眠預金等交付金の額
- 三 法第二十一条第一項第一号の規定による助成又は貸付けを受けた資金分配団体の名称及び住所並びに資金分配団体ごとの助成又は貸付けを受けた金額及び年月日
- 四 法第二十一条第一項第二号の規定による貸付けを受けた民間公益活動を行う団体の名称及び住所並びに民間公益活動を行う団体ごとの貸付けを受けた金額及び年月日
- 五 法第二十九条第一項の規定に基づく運用資金を運用して得た利子その他の収入金の総額

第1款 基本方針に示された業務ごとの実施の方法に関する事項

第3章 資金分配団体の選定等

第8条（「優先的社会課題」の把握・分析及び決定）

本財団は、我が国が抱える社会の諸課題を把握し、分析した上で、「優先的に解決すべき社会の諸課題」（以下「優先的社会課題」という）を決定する。その際、資金分配団体や法19条第2項第3号のイに規定する民間公益活動を行う団体（以下「民間公益活動を行う団体」という）との相互主体的な関係の下において、現場からの意見やニーズについても十分考慮しなければならない。

2. 前項にかかわらず初年度においては、本財団は現場からの意見やニーズ聴取のために、広く全国から民間公益活動を行う団体となりうる団体及び個人から「優先的社会課題」を募集する。

3. 募集に応募してきた者（以下「優先的社会課題応募者」という）の中で「資金分配団体の審査に関心のある者」の中から、別に定める「資金分配団体審査委員会委員」を抽選で選考する。

4. 募集された優先的社会課題については、別に定める「評価指針等策定委員会」に諮つ

た上で、理事会において優先的社会課題を決定する。

5. 本財団は優先的に解決すべき社会の諸課題に関し、適切な成果目標の設定を含めその解決に向けた全体的な方針（以下「成果目標方針」という）を決定し、事業年度ごとに作成する事業計画において明示しなければならない。

第9条（資金分配団体の審査対象等）

本財団は、本規程に基づき選定公募要領を作成し、資金分配団体の公募に申請する団体（以下「選定申請団体」という。）の募集を法第22条第5項に基づき公募の方法により行う。

2 選定申請団体は、特定非営利活動促進法施行規則第六条で規定される特定非営利活動促進法第四十五条第一項第一号イ（2）に規定する内閣府令で定める金額が受入寄附金総額の百分の五十となる法人のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第七十七条三号から六号に掲げる法人又は認定特定非営利活動法人（「認定NPO法人」という）のうち、助成活動を行う者とする（以下「民間助成活動法人」という）。

3 上記の団体であっても以下のいずれかに該当する者は申請することができない。

- ① 資金分配団体の選定を取り消され、その取消しの日からその取消しの日から三年を経過しない者でないこと。
- ② 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- ③ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- ④ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）
- ⑥ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制のある団体
- ⑦ 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
 - ロ この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

3 選定申請団体の申請の対象となる以下の分野のいずれかであって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することになるもの（以下「民間公益活

動」という。)でなければならない。

①子ども及び若者の支援に係る活動、

②日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

③地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動)

4 本財団は本規程並びに公募要領において、選定の基準及び評価の観点等を事前に公表すること等により、審査における透明性・客觀性の確保に努めなければならない。その際、選定申請団体は申請書において以下の項目を説明しなければならない。

- ① 民間公益活動を行う団体を選定するに当たり、民間公益活動を行う団体が作成する民間公益活動の実施に関する計画において、達成すべき成果、資金分配団体による支援の出口及び支援期間等の明示を求める旨を確認することとしているか否か。
- ② 休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組み（例えば、支援の出口を見据えた上での事業活動の発展段階に応じた支援方法や事業の評価に応じた資金提供方法、事業としての持続可能性を向上させるための手法、事業の特性に応じた民間の資金の出し手等からの資金提供を受けることを条件にした支援実施等）が組み込まれているか否か。
- ③ 民間公益活動を行う団体に対し非資金的支援を必要に応じ伴走型で提供することとしていることとしているか否か。
- ④ 包括的な支援プログラムを適確に実施するに足りる能力を有しているか否か（ただし、資金分配団体が単独で非資金的支援を提供できない場合には、非資金的支援の提供が可能な団体等との連携による包括的な支援プログラムの作成・提出も可能とする。）

5. 本財団は、評価指針等策定委員会の決定に基づき作成した審査基準を選定募集要項を発表する前までに公表しなければならない。

第4章 審査の方法及び基準

第10条 (第1次書類選考の方法)

本財団は、選定申請団体から提出された申請書を「東日本一西日本」の二区分に分け、別に定める資金分配団体選定専門委員会によりそれぞれ書類選考を実施し、第一次候補団体を選定する。

2 前項において、東日本はNTT東日本のエリアとし、新潟県、長野県、山梨県及び神奈川県以東並びに静岡県の熱海市及び裾野市の一部。西日本はNTT西日本のエリアとし、富山県、岐阜県、愛知県以西および静岡県（熱海市と裾野市のそれ一部区域を除く）とする。

第11条 (利害関係者の取扱い)

前条における資金団体の選定に当たっては選定申請団体との間に利害関係のある者は審査に加わることができない。

- 2 同専門委員は、選定申請団体との特別な利害関係の有無について、申請受付期間終了後から第1次候補選定の時期までに、申告書（別紙1）を提出し、当該申告書等により理事長が特別の利害関係を有すると判断した委員及び専門委員を指定活用団体の指定に係る審議から除く。なお、当該申告書については公表する。
- 3 前項における特別な利害関係とは、本人が選定申請団体の設立者、評議員、役員又は職員（これらの就任予定者を含む。）であることその他選定申請団体との個人的な利害に直接関係すること等、選定申請団体に対する公正な面接等の実施の妨げとなるおそれがあることを指す。
- 6 資金分配団体選定専門委員は最終審査終了後までは公表しない。

第12条 (公開審査)

本財団は第一次候補団体の代表者等による公開参加を実施し、別に定める資金分配団体審査委員会による審議を経た上で、理事会において以下の団体を助成金予算の範囲内で複数選定する。

- 3 本財団は、選定結果及び選定理由等の公開等により、国民に対する説明責任を果たし、透明性を確保しなければならない。ただし、選定申請団体のアイディアやノウハウに係る部分について非公表とすること等、選定申請団体の権利その他正当な利益を損ねないよう留意しなければならない。
- 4 本財団は、審査の結果、選定されなかった選定申請団体に対しては、その理由を開示するとともに、可能な限り改善すべき点を示すこと等により、民間公益活動の潜在的な担い手の育成につながるように配慮しなければならない。

第13条 (資金分配団体選定の基準)

本財団は、選定申請団体が、公正かつ適確に業務を実施するに足りる組織体制等を有していることにつき以下の各号に掲げる基準によって選定する。

- 1 事業の遂行にあたり以下の各号のいずれかまたは複数ないしすべて実施する必要な能力、知識・技術及び経験を有していること。
 - ① 本財団が提示した優先的に解決すべき課題を踏まえ、地域ごとの実情と課題を俯瞰的かつ具体的に把握・分析し、案件の発掘・形成を積極的に行う能力、知識・技術及び経験を有していること。
 - ② 社会の諸課題の効果的・効率的な解決に向け、「包括的な支援プログラム」（資金支援と事業実施に係る経営支援等の非資金的支援（必要に応じて伴走型で提供）とを一体とし、その支援の対象や方法等をまとめたもの）を企画・設計し、これに基づき、民間公益活動

を行う団体を公募により選定し、資金支援及び非資金的支援を必要に応じ伴走型で提供することができる能力、知識・技術及び経験を有していること。

②-1 民間公益活動を行う団体を選定するに当たり、民間公益活動を行う団体が作成する民間公益活動の実施に関する計画において、達成すべき成果、資金分配団体による支援の出口及び支援期間等の明示を求める旨を確認することとしていること

②-2 休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組み（例えば、支援の出口を見据えた上で事業活動の発展段階に応じた支援方法や事業の評価に応じた資金提供方法、事業としての持続可能性を向上させるための手法、事業の特性に応じた民間の資金の出し手等からの資金提供を受けることを条件にした支援実施等）が組み込まれていること

②-3 民間公益活動を行う団体に対し非資金的支援を必要に応じ伴走型で提供することとしていること

②-4 包括的な支援プログラムを適確に実施するに足りる能力を有すること。ただし、資金分配団体が単独で非資金的支援を提供できない場合には、非資金的支援の提供が可能な団体等との連携による包括的な支援プログラムの作成・提出も可能とする。)

②-5 民間公益活動に係る情報を積極的に収集して、助成、貸付け又は出資の対象となり得る民間公益活動の案件を発掘・形成するための調査及び研究を行うこととしている選定申請団体にあっては、その旨を明示していること。

③ 民間公益活動を行う団体の事業の特性及び発展段階を踏まえつつ、革新的手法により資金の助成、貸付け又は出資を行うこと等を通じ、民間公益活動の自立した担い手の育成を図ることができる能力、知識・技術及び経験を有していること。

④ 民間公益活動が適切かつ確実に遂行されるように、民間公益活動を行う団体に対する必要かつ適切な監督を行うことができる能力、知識・技術及び経験を有していること。

⑤ 民間の創意・工夫の發揮を促すように支援を行うことで、社会の諸課題を解決するための革新的な手法を開発し、実装することができる能力、知識・技術及び経験を有していること。

⑥ 民間公益活動を行う団体に対して現地調査を含む継続的な進捗管理及び成果評価の点検・検証を実施し、その評価結果等の有効活用を促すことができる能力、知識・技術及び経験を有していること。

2. 民間公益活動を行う団体の地域性については十分な知識があること。

3. 民間公益活動を行う団体の規模に対して過大な要求をしていないこと。

4. 資金分配団体の期待される役割を担う団体に見合うトップマネージメント体制を備えていること。

5. 期待された社会的成果が達成されない場合もあり得るという民間公益活動特有のリスクを考慮していること。

6. 本規程第3条に準じるガバナンス・コンプライアンス体制を講じていることによって、

公正に業務を実施するに足りる組織体制等を有しているものであること。

7. 評議員会及び理事会（評議員会または理事会を有しない他の組織体にあっては同等の機関）の運営規則や倫理規程、役員の報酬規程、情報公開規程等、一般的に組織の運営を公正に行うために必要な諸規程を備えていること。
- 8 不正行為や利益相反防止のために必要な諸規程を備えていること。
- 9 事業を円滑に遂行するために必要な財政基盤を有し、かつ、当該資金等について十分な管理能力を有していること。
- 10 休眠預金等に係る資金の活用の対象事業（以下「資金活用対象事業」という）を実施するにあたり、本財団との連絡調整を適切に対応できること。
- 11 その他資金分配団体として不適当と認められる事由がないこと。

第14条 (選定における留意事項)

本財団は、前条の基準に基づいて、資金分配団体を選定するに当たり、前条の基準は、選定申請団体の組織内部ではなく、外部化したものであっても能力、知識・技術及び経験を有しているものとみなす他以下の事項に留意しなければならない。

- 1 資金分配団体の選定に当たっては、社会的成果の最大化の観点から行わなければならない。
- 2 社会の諸課題やそれを解決するための手法の多様性に対応できるようにする観点から、大都市その他特定の地域に偏らないように配慮するほか、分野別、助成・貸付け・出資別等について十分考慮しなければならない。
- 3 地域の特性、小規模団体に配慮する比例原則に十分に配慮しなければならない。

第15条 (民間公益活動を行う団体の選定の基準)

法第21条第1項第二号に規定する本財団の業務としての民間公益活動を行う団体に対し、民間公益活動の実施に必要な資金の貸付けを行うことに係る民間公益活動の選定は前条を準用する。

- 2 第5章の規定は民間公益活動を行う団体に準用する。

第16条 (資金分配団体の登録)

本財団の理事会において、資金分配団体として選定された選定申請団体は、選定資金分配団体として、本財団に必要事項を登録しなければならない。

2

第17条 (名称等の変更の届出)

資金分配団体は、代表者、名称、法人格及び主たる事務所の住所を変更したとき、又は法

人格を有する資金分配団体が合併及び解散をするときは、遅滞なく本財団に届け出なければならない。

第5章 資金分配団体に対する資金の助成

第18条 (最適な資金のポートフォリオ)

概ね以下の資金のポートフォリオに基づいて第7条において決定した資金分配団体に対して資金を助成するものとする。

①指定の基準を高く超えると認められるもの。60パーセント

②基準に適合しているものの中から地理的バランスを考慮したもの 30パーセント

③小規模であっても地域の現場から出てきた解決に向けた動き（以下「内発的活動」という）であるもの 5パーセント

④長期的な活動を必要とするが、大きなイノベーションを起こしうるもの 5パーセント

第19条 (包括的な支援プログラムの尊重)

第20条 (助成金等交付決定通知)

本財団は、事業計画及び収支予算につき内閣府の認可を受けた後、別に定める助成金等交付決定通知(以下「交付決定通知」という。)により、助成する事業、助成金等額及び資金分配団体の提出すべき次条に規定する資金提供に係る契約（以下「資金提供契約」という）の提出期限等必要な事項を付して、助成金等の交付決定を通知するものとする。

第21条 (助成金等交付決定の受諾)

資金分配団体は、前条の助成決定通知を受け、これを受諾した場合は、本財団が別に定める資金提供契約書及び必要書類(以下「資金提供契約書等」という。)を本財団と締結しなければならない。ただし、資金分配団体が定められた期限内に資金提供契約書等を提出できない場合は、当該期限内にその理由及び提出予定期日を記載した本財団が別に定める資金提供契約書等提出期日延期申請書を本財団に提出し、その承認を得なければならない。

第22条 (助成金等交付の辞退)

資金分配団体は、第14条の通知を受けた後、やむを得ない事情により助成金等の交付を辞退しようとする場合は、その理由を記載した書類を、遅滞なく、本財団に提出しなければならない。

2 本財団は、前項の書類の提出があったときは、当該申請に係る助成金等の交付決定を取り消すものとする。

第23条 (助成金等支払区分)

助成金等の支払の区分は、精算払、分割払及び前金払とする。

第24条 (助成金等支払の申請)

資金分配団体は、助成金等の支払を申請するに当たっては、次の各号のいずれかにより行うものとする。

- (1) 精算払による場合は、証拠書類の写しを添えた本財団が別に定める精算払申請書を本財団に提出しなければならない。
- (2) 分割払による場合は、分割払を必要とする理由及び証拠書類の写しを添えた本財団が別に定める分割払申請書を本財団に提出しなければならない。
- (3) 前金払による場合は、前金払を必要とする理由及び収支予算書等必要な書類を添えた本財団が別に定める前金払申請書を本財団に提出しなければならない。

第25条 (助成金等の支払)

本財団は、前条の申請書を受理した場合は、これを審査し、必要に応じて調査等を行い、その内容が適正であると認めたときは、助成金等を支払うものとする。

第26条 (助成金等の追加助成)

資金分配団体は、進捗状況に応じて、別に定める追加申請書に基づいて本財団に追加助成を申請することができる。

第27条 (善良な管理者の注意義務)

資金分配団体は、第8条の交付決定通知に記載されている事項に従い、善良な管理者の注意をもって資金活用対象事業を行わなければならない。

第6章 休眠預金に係わる資金の活用対象の範囲

第28条 (区分経理)

資金分配団体は、助成金等を資金活用対象事業以外の用途に使用してはならない。

2 資金分配団体は、資金活用対象事業に関する経理については、他の経理と区分しなければならない。

第29条 (直接経費)

資金分配団体における直接経費とは、指定活用団体からの助成金のうち、直接民間公益を行う団体への以下の科目に使用されるものをいう。

①助成金

第30条 (間接経費)

資金分配団体に必要な経費を、直接経費に対する一定比率で手当することにより、休眠預金等の交付金をより効果的・効率的に活用する。

2 指定活用団体にあっては、資金分配団体において間接経費の執行が円滑に行われるよう努める。また、間接経費の運用状況について、一定期間毎に評価を行う。

3 資金分配団体にあっては、間接経費の使用に当たり、資金分配団体の長の責任の下で、

使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保すること。

4 間接経費の額は、税原資の文部科学省の科学研究費補助金と同率の直接経費の30%に当たる額とすること。この比率については、実施状況を見ながら必要に応じ見直すこととする。

5 間接経費は、助成金を獲得した資金分配団体全体の機能の向上に活用するために必要な経費に充當する。具体的な項目は別表1に規定する。なお、間接経費の執行は、本規程で定める間接経費の主な使途を参考として、資金分配団体の長の責任の下で適正に行うものとする。

6 間接経費の取り扱いは、資金分配団体及び資金提供の類型に応じ、別表1の分類に従うこと。

7 資金分配団体の長は、証拠書類を適切に保管した上で、毎年度の間接経費使用実績等を翌年度の6月30日までに、別紙様式により指定活用団体に報告する。

第31条 (帳簿の備え付け)

資金分配団体は、資金活用対象事業に関する経理については、次の各号に掲げる帳簿類を備えなければならない。

- (1) 総勘定元帳
- (2) 補助簿（内訳明細書）
- (3) 取得固定資産内訳明細書

第32条 (適正かつ効率的な予算執行)

資金分配団体は資金活用対象事業の予算の執行については適正かつ効率的に予算を執行しなければならない。

第33条 (資金活用対象事業の変更)

資金分配団体は、資金活用対象事業の計画及び方法を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由、内容及び変更に係る事業の収支予算を記載した本財団が別に定める計画の変更に関する承認申請書を本財団に提出し、その承認を得なければならない。

第34条 (資金活用対象事業の状況報告)

資金分配団体は、助成金等の受領した日から180日後現在の資金活用対象事業の状況に關し、本財団が別に定める状況に関する報告書（以下「状況報告書」という。）を210日後までに本財団に提出しなければならない。ただし、本財団が別に定める事業については、この限りではない。

2 資金分配団体は、前条の承認を得て資金活用対象事業を年度を越えて実施しようす

る場合は、当該年度末現在の状況報告書を翌年度の4月30日までに本財団に提出しなければならない。

第35条 (資金活用対象事業の完了報告)

資金分配団体は、本財団の支援事業を含む年度における完了後3月以内に、本財団が別に定める報告書（以下「年度報告書」）を本財団に提出しなければならない。

2 資金分配団体は本財団の支援事業を含む年度における団体全体の事業報告書、決算書、監査報告書を年度終了後3か月以内に本財団に提出しなければならない。

第36条 (取得固定資産の区分)

前条に規定する完了報告書のうち資金活用対象事業取得固定資産報告書（以下「取得固定資産報告書」という。）の物件の区分は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建物及び附属設備
- (2) 構築物
- (3) 機械及び装置
- (4) 車両その他陸上運搬具
- (5) 工具、器具及び備品
- (6) 試作品及び供試品
- (7) その他

2 前項の取得固定資産報告書により報告をする取得固定資産は、取得価格の単価が10万円以上のものとする。

第37条 (助成金等の額の確定等)

本財団は、第16条の報告を受けた場合は、その資金活用対象事業の実施内容及び収支決算を調査し、適正に行われていると認めたときは、助成金等の額を確定し、資金分配団体に通知するとともに、資金活用対象事業により取得した物件があるときは、その管理方法についても併せて通知するものとする。

2 前項の調査は、関係書類その他必要な資料の審査により行うほか、必要があると認めるときは、本財団の役職員及び本財団が認めた者により実地に調査を行うものとする。

3 前項の実地調査を行うときは、あらかじめ資金分配団体に期日その他必要な事項を通知するものとする。

第38条 (取得固定資産の管理に関する誓約書)

資金分配団体は、本財団から前条第1項の資金活用対象事業により取得した物件の取扱いに関する通知を受けたときは、当該通知を受けた日から1月以内に、取得固定資産の管理に関し、本財団が別に定める取得固定資産の管理に関する誓約書を本財団に提出しなければならない。

第39条 (取得固定資産の管理及び処分)

資金分配団体は、資金活用対象事業により取得した物件については、当該事業完了後においても、次条に定める期間中は、当該物件を善良な管理者の注意をもって管理しなけれ

ばならない。

2 本財団は、必要があると認めるときは、資金活用対象事業により取得した物件の管理状況を調査することができるものとする。

3 資金分配団体は、次条に定める期間内において、物件を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し、若しくは改廃しようとするときは、あらかじめその理由を記載した本財団が別に定める物件の処分に関する承認申請書を本財団に提出し、その承認を受けなければならない。

(取得固定資産の管理期間)

第31条 資金活用対象事業により取得した物件の管理期間は、資金活用対象事業の完了の日の属する年度（本財団の会計年度）の終了後5年間とする。ただし、本財団が必要と認める場合においては、その期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(無体財産権の取得等に関する報告)

第32条 資金分配団体は、資金活用対象事業により特許権、実用新案権、意匠権等の工業所有権又は著作権（以下「無体財産権」という。）を取得したときは、本財団に報告するものとする。

2 資金分配団体は、第18条第1項に定める助成金等の額の確定（以下「助成金等の額の確定」という。）後5年までの期間内において無体財産権を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめその理由を記載した申請書を本財団に提出し、その承認を受けなければならない。

第7章 繼続的な進捗管理と成果評価の点検検証

第40条 (評価指針の策定と公表)

本財団は基本方針に基づき本制度全体の評価の方針を評価指針として策定しなければならない。

2. 前項の評価指針を策定するにあたっては、外部の専門家による評価指針策定委員会を組織し、検討するものとする。

第41条 (評価指針の考え方)

前項の評価指針を策定するにあたって、以下の点を考慮しなければならない。

①民間公益活動を行う団体が、民間公益活動による成果だけでなく、民間公益活動の革新性等も含めて、総合的に評価を行わなければならないこと。

②社会的インパクト評価の具体的な評価の実施方法や内容は、分野や個々の組織・団体が実施する事業、評価の目的、利害関係者のニーズ等によって、多種多様であることに配慮しなければならない。

③個々の組織・団体が主観的な手法で数値を裁量で使用するなど著しく異なる方法で評価を実施すれば、評価に対する比較可能性や、ひいては信頼性そのものが失われてしまうことに注意を払わなければならない。

④本財団は評価の方法に多様性を確保しながらも、民間公益活動を行う団体が評価を確実に実施できるためのものとして評価指針を策定しなければならない

第42条 (評価指針策定等委員会)

評価指針策定等委員会委員は評価に対する客觀性及び主觀性に対して優れた識見を持つ者の中から理事長の推薦で理事会が決定する。

第43条 (継続的な進捗管理)

本財団は〇条で規定する状況報告の他、課題ごとに資金分配団体に対して現地調査を含む継続的な進捗管理や必要な協力・支援・助言等を行うとともに、成果評価の点検・検証を行い、成果の達成状況を包括的に把握することができる。

2 前項にあたっては知の構造化委員会に適切なデータを提供するものとする。

第44条 (評価指針に基づく成果評価の点検)

資金分配団体は、評価指針に基づいて、成果評価に当たっては、定性的な報告に基づく成果に報告、定量データに基づく成果報告のいずれかひとつまたは両方を行うことができる。

第45条 (定量データの厳格性)

前条において、資金分配団体が定量データを用いる場合には数値データの厳格性に配慮しなければならない。

第46条 (非資金的支援)

本財団は外部の団体や専門家とも連携しつつ必要により非資金的支援を伴走型で行うことができる。

第5章 資金分配団体に対する監督

第47条 (資金提供契約)

法第22条第3項の規定を踏まえ、本財団は、資金分配団体において休眠預金等に係る資金が公正に活用され、事業が適正に遂行されるよう監督するための措置を講ずるために必要な事項を、資金提供に係る契約（以下「資金提供契約」という。）であって、指定活用団体と資金分配団体との間で締結するものに定めなければならない。資金提供契約書には以下のことを記載しなければならない。

1 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体は、不正行為や利益相反等の組織運営上のリスクを管理するためのガバナンス・コンプライアンス体制が過剰なものとならないようにしつつも、最低限、以下の組織等を設置し、措置を講じ、本財団の認可を受けること。

(1) 本規程第2条に定める本財団のガバナンス・コンプライアンス体制に準じて組織等を設置し、措置を講ずること

(2) 助成、貸付け又は出資により提供を受けた資金の使途についてはその助成、貸付け又は出資に係る資金提供契約で認められたものに限定し、区分経理及び帳簿の備付けを行うこと

(3) ただし、前二号においては、地域の特性、規模に配慮した比例原則に即したもの

とすること。

第48条 (資金分配団体への監督)

本財団は資金分配団体等との間で資金提供契約を締結するに当たり、以下のことを確認し、同契約に明記とともに募集要項に明記しなければならない。

① 本財団は、資金分配団体の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、資金分配団体に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該資金分配団体の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。

② 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないこと。

③ 本財団は、資金分配団体について、次条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該資金分配団体に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

④ 本財団は、前項の勧告をしたときは、選定公募要領及び資金提供契約で定めるところにより、その勧告の内容を内閣府及び当該団体の行政庁または所轄庁に報告することができること。

⑤ 資金分配団体において休眠預金等に係る資金の流用や不正使用等の実態が明らかになつた場合は、本財団が、不正の原因究明、関係者に対する厳格な処分、再発防止策の策定等の必要な措置を講ずることができること。

⑥ 本財団が、前二号の措置を講じたときには、その内容を公表することができる。

⑦ 資金分配団体が民間公益活動を行う団体を監督するに当たり必要な事項（不正による助成、貸付け又は出資の返還を含む。）が、資金分配団体の作成する公募要領や、資金分配団体と民間公益活動を行う団体との間で締結する資金提供契約に明記されなければならないことを確認すること。

⑧ 選定を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない団体は、資金分配団体として申請できないこと。

第49条 (資金活用対象事業確定後の監査)

本財団は、助成金等の額の確定後 2 年間の期間内において必要があると認めるときは、資金活用対象事業の実施の適否及びその成果に関し、資金活用対象事業を監査することができるものとする。

2 本財団は、前項の監査を行うときは、あらかじめ資金分配団体に期日その他必要な事項を通知するものとする。

3 本財団は、監査の結果、資金活用対象事業の実施状況及びその成果が著しく不適当と認められるときは、資金分配団体に対し、所要の措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

第50条 (関係書類の保存期間)

資金分配団体は、資金活用対象事業に係る帳簿、証拠書類その他の関係書類を備え、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日までは、保存しておかなければならない。

- (1) 第22条の規定による助成金等の支払を受けた日から10年を経過する日
- (2) 助成金等の額の確定から7年を経過する日

第51条 (助成金等の返還)

資金分配団体は、第18条第1項の規定により助成金等の額が確定した場合において、すでにその額を超える助成金等の支払を受けているときは、本財団が通知する期限までに返還しなければならない。

2 資金分配団体は、第23条第3項の規定により物件を処分することにより収入があつたときは、その収入の全部又は一部を本財団に返還しなければならない。ただし、本財団の承認を得た場合は、この限りでない。

第6章 選定の取消と事業の承継

第52条 (資金分配団体選定の取消し)

本財団は、第17条の資金分配契約に基づき、資金分配団体等が次のいずれかに該当するときは、資金分配団体の選定を取り消すものとする。

- 一 法第17条第三項のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 二 偽りその他不正の手段により資金を受けたとき。
 - 三 資金分配団体から資金分配団体選定の取消しの申請があつたとき。
- 2 本財団は、資金分配団体等が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。
- 3 本財団が、第一項又は第二項の規定により資金分配団体選定を取り消したときは、選定公募要領及び資金提供契約で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(助成を行った資金の返還等)

第37条 本財団が前条第一項若しくは第二項の規定による資金分配団体選定の取消しをした場合又は資金分配団体が合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が資金分配団体であるときを除く。）において、選定公募要領及び資金提供契約の定めに従い、当該選定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に「助成等財産残額」を本財団から資金分配団体として選定された他の資金分配団体に贈与する契約を結ばなければならない。その場合において同契約が成立しないときは、本財団に当該額の返還をしなければならない。

第2款

第53条 休眠預金等交付金の受入れ

本財団は、民間公益活動促進業務に必要な経費については、事前に明示した達成すべき成果を挙げる上で真に必要なものに限定しなければならない。

- 3 理事会は監査結果を有効活用等により効率性の観点から常に精査し、外部使用状況について、本財団ホームページでの情報公開を徹底しなければならない。
- 4 予算に執行残が生じることが見込まれる場合にあっては、当該見込額を翌事業年度における収支予算において前年度からの繰越収支差額として組み入れることとする。
- 5 当分の間は、法第 29 条第 1 項の趣旨を踏まえて当該見込額を同項に規定される運用資金に組み入れることとする。
- 6 運用資金の運用については、理事会決定に基づいて理事長がこれを行う。

第54条 (民間公益活動の促進に関する調査及び研究)

本財団は、資金分配団体や民間公益活動を行う団体と連携し、全国各地の民間公益活動に係る情報を積極的に収集して、助成、貸付け又は出資の対象となり得る民間公益活動の案件を発掘・形成するための調査及び研究を実施するものとする。併せて、資金分配団体や民間公益活動を行う団体による案件の発掘・形成能力の向上も図るものとする。

2 民間公益活動の促進に向け、社会経済情勢や現場からのニーズを踏まえつつ、本制度の改善や資金分配団体や民間公益活動を行う団体における効果的な事業の実施に資するための調査及び研究を企画し実施しなければならない。また、個々の事業実施により得られた知識・情報を共有化し、他の事業等への応用を図るため、調査及び研究の成果について広く公開しなければならない。

第55条 (民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動)

休眠預金等に係る資金を民間公益活動に活用することに対する十分な国民の理解を得るとともに、国民の間に社会の諸課題に対する認知と関心を高め、民間公益活動に必要な民間の資金や専門性の高い人材等の流入を図るため、各種イベントや多様な広報媒体を通じて、本制度並びに休眠預金等に係る資金の活用状況及び成果等について、戦略的・効果的に啓発活動及び広報活動を行わなければならない。

2 前項のイベントは地域性を考慮して実施しなければならない。

第56条 (シンボルマークの策定・活用)

休眠預金等に係る資金の活用状況を可視化し透明性を確保するとともに、その実績を国民一般に周知するため、指定活用団体においてシンボルマーク（休眠預金等に係る資金を活用して実施する事業であることを示す標識）を策定しなければならない。また、資金分配団体や民間公益活動を行う団体が休眠預金等に係る資金を活用して実施する事業においてシンボルマークを表示することとし、そのために必要な事項を資金分配団体との資金提供契約に定めなければならない。

第57条 (本財団による評価の実施)

本財団は、個別の民間公益活動による社会的成果の拡大だけでなく、社会の諸課題の解決の担い手が育成され、資金分配団体・民間公益活動を行う団体も含めた社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの創出という観点も含めて、総合的に評価を行うこととする。

2 前項の評価に当たっては、事前に達成すべき成果について明示した上で指定活用団体に関するインプット（予算・人材等の資源の「投入」）からアウトプット（事業の実施により直接的に得られる「結果」）、アウトカム（事業の実施によるアウトプットがもたらす「成果」）に至る情報を体系的に収集し、ロジック・モデル等の形で相互に接続するとともに、必要な情報を収集・分析し、評価を実施しなければならない。

3 本財団は前項に掲げる自己評価の他、指定活用団体に関する「外部評価」や「第三者評価」を行うことにより、評価の信頼性及び客觀性を確保しなければならない。なお、その場合には、公正で透明な評価を行う観点から、原則として利害関係者が加わらないようにし、利害関係者が入らざるを得ない場合には、本財団は、利害関係者の氏名とその理由を明確にしなければならない。

4 前項の評価については、実施時期により、本財団が休眠預金等に係る資金を活用して事業を実施する前に、事業の必要性・妥当性を判断するために実施する「事前評価」、複数年度にわたり休眠預金等に係る資金を活用して実施する事業について、成果の進捗状況を把握し、事業活動や予算・人材等の資源分配の見直しを行うために、一定期間ごとに実施する「中間評価」、5年を目途に、成果の達成状況や事業の妥当性の検証を行うために実施する「5年評価」を行うものとする。

5 前第1項から第4項に掲げる評価は、評価規程に基づき、あらかじめ決定し、公表しなければならない。その際、本財団は、それぞれの評価の目的、評価方法、評価結果の活用方策等を有機的に連携させることで、時系列的な評価に連続性と一貫性をもたせなければならない。

第58条 (関連知識の分析・最適な組合せを図るための知識環境の整備)

本財団は、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体から既存の民間公益活動の取組に関する情報（事業の進捗状況や評価結果等）をオンラインで収集する仕組みを整備して、民間公益活動に関する知識を収集・蓄積できるようにするものとする。

2. 前項に基づき、収集・蓄積された民間公益活動の取組に関する情報を横断的かつ具体的に分析した構造化された知識として、活用するために、知の構造化委員会を設置する。

3 知の構造化委員会の成果を指定活用団体及び資金分配団体の業務に反映させるとともに、これを分かりやすく、使いやすい形で広く提供・公開し、民間公益活動を行う団体等

が様々な場面で活用できるような知識環境をＩＣＴ等を活用して整備することとする。

第59条 (成果評価実施支援)

本財団は、資金分配団体と連携し、資金分配団体や民間公益活動を行う団体各々における成果志向の理解・定着、効果的・効率的な成果評価の実施及び評価結果の有効活用等を促進するために、以下の事項の成果評価実施支援業務を行う。

- 一 評価結果等の情報を構造的に整理した上で、これを広く公開し、提供すること
- 二 分野別や規模別といったカテゴリー別に標準化された評価ツールを提供すること
- 三 構造的に整理された情報や評価ツールを活用し、資金分配団体への助言や研修等を通じ、効果的・効率的な成果評価の実施を支援すること

第60条 (実務を通じた研修の場を提供)

本財団は、主として伴走型支援の担い手の育成に資するよう、利益相反等に留意しつつも多様な人材を幅広く受け入れることで、実務を通じた研修の場を提供する。その際、地域的な広がりに配慮して、受け入れた人材に対する適切な宿舎を提供することに努める。

2 前項の利益相反等については別に定める利益相反規程に従い、情報を公開していく。

第61条 (多様な分野において活動する団体のネットワーク化を促進)

多様な分野において活動する団体のネットワーク化を促進し、自律的に相互に学び合い協力し合うコミュニティの構築を支援するため、これらの団体に関する情報の適切な提供等を行うこととする。

第62条 (国際交流)

海外の関係機関との交流や各種国際会議への対応、海外の関係機関の要人招へい事業の実施等の国際交流を行なわなければならない。

第63条 (資金分配団体における業務の公正かつ的確な遂行に必要な措置)

第64条 (公示)

本財団は、毎事業年度開始の1月前までに、当該年度の資金活用対象事業に関し、助成金等交付申請書の提出先、提出期限、提出書類その他必要な事項を公示するものとする。

- 2 前項の公示は、資金活用対象事業の特性に応じた媒体（本財団ホームページ等）を有効に活用して広範に周知する。
- 3 前々項の初年度には適用しない。

第65条 (資金活用対象事業の表示)

資金分配団体は、資金活用対象事業を実施する場合には、本財団が別に定めるロゴマーク

使用規程により資金活用対象事業である旨の表示を行わなければならない。

第66条 (資金活用対象事業の公開)

資金分配団体は、資金活用対象事業の実施内容及び成果に関する情報を公開するものとする。

2 本財団は、資金活用対象事業により得られた成果を適切な方法により第三者に開示し、又は公表するものとする。

第8章 業務委託の基準

第67条 (業務の委託に関する基準)

本財団は、その実施しようとする業務について、その一部を他に委託することが効率的であると認めるときは当該業務の一部を他の者に委託することができる。

2 本財団は、前項の規定により業務の一部を委託しようとするときは、委託を予定する者（以下本条において「委託予定者」という。）と委託契約を締結するものとする。

3 委託予定者の選定は公平性及び透明性を確保する観点から原則として競争によるものとする。ただし、能力の有無その他の事由により委託しようとする業務を適切に実施できる者が特定されると認められる場合はこの限りでない。

4 受託者の選定及び契約の方法等については、本財団が別に定める規程によるものとする。

第9章 契約に関する基本的事項

第68条 (契約に関する基本事項)

本財団は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、競争に付するものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他規程で定める場合は、随意契約によることができる。

2 前項において契約事が適切に実施されるよう、別に定める契約規程に基づき組織体制を整備するものとする。

第10章 収支決算書に係る外部監査の実施に係る事項

第69条 (外部監査)

法に規定する収支予算書及び収支決算書については資金収支ベースのものとし、収支決算書については公認会計士又は監査法人の監査意見を付すこととする。

(その他)

第56条 この規程に定めるもののほか、本財団の業務に関し必要な事項は、本財団が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、内閣総理大臣の認可を受けた日から施行する。
- 2 指定活用団体は、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体に対し貸付けを行うことは、法律上は可能であるが、民間公益活動全体の現状及び指定活用団体や資金分配団体自身も試行錯誤しながら本制度を開始せざるを得ないことを踏まえ、指定活用団体が行う資金提供は、当分の間は、資金分配団体への助成のみとする。

別紙1

平成 年 月 日

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体 理事長 殿

所属・役職

氏 名

印

申告書

下記のとおり、選定申請団体との特別な利害関係の有無について申告します。

記

次のいずれの選定申請団体とも特別な利害関係がありません。

A法人

B法人

•

•

以下の選定申請団体と特別な利害関係を有するおそれがあります。

A法人

(特別な利害関係の内容について記載)

(参考) 特別な利害関係の例

選定申請団体との特別な利害関係とは、当該選定申請団体の選定が委員の個人的な利害に直接関係する等により、選定申請団体に対する公正な面接等の実施が期待できないことを

指します。

例えば、次の事項が挙げられます。

- ・本人が選定申請団体の設立者、評議員、役員又は職員（これらの就任予定者を含む。）であること。
- ・本人又は本人が所属する団体が委託契約等により選定申請団体から相当の報酬を得ていること。
- ・資金分配団体の指定を受けることを目的として、当該指定の申請をする団体に対し、本人又は本人が所属する団体が出えん等を行っていること。
- ・本人又は本人が所属する団体が選定申請団体を実質的に支配していると認められること。
- ・本人の配偶者又は二親等内の親族が選定申請団体と上記の関係にあること。
- ・その他公正な面接等の実施に疑惑を生じさせるおそれのある事情があること。いずれにしても、各委員の皆様に個別にご判断いただき提出された申告書に基づき理事長が判断することになります。

平成 年 月 日
事業番号 -

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体
理事長 出 口 正 之 殿

助成事業者所在地：
助成事業者の名称：
代表者の役職名：
代 表 者 の 氏 名 :
印

平成30年度 助成金受領誓約書

助成事業名「 」にかかる貴財団からの助成
金については、貴財団から通知のあった助成金交付決定通知書に記載された条件を遵守す
るとともに、下記の事項について誓約します。

1. 助成金交付額の返還

助成事業完了までに助成金交付決定額の一部を受領している場合、助成事業完了後の助
成金交付額が確定したときに、助成金の過払いがあるときは、当該過払い分を貴財団の請
求に基づき返還します。

なお、助成事業が完了せず辞退する場合若しくは助成金交付の取消を受けた場合も同様
とします。

2. 暴力団等の排除

(1) 当団体又は当団体が実施する事業(助成事業に限らず当団体が実施する事業全て)
に関わる者は下記のいずれにも該当しておりません。

① 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人
である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理
事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団又は暴力団員である。
(暴力団及び暴力団員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3
年法律第77号)第2条第2号及び第6号という。)

② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損
害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

内閣府注記：副本にはあるが正本にはない書類があったため、副本よりコピーしたもの

- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- (2) 自ら又は第三者を利用して次の行為をしたことはありません。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

3. 助成金の受領

助成金は、貴財団から下記の銀行口座への振込をもって受領したものとします。

振込銀行口座情報

銀 行 名		
支 店 名		
支店コード		
預 金 種 類	普通	当座
口 座 番 号		
口 座 名 義 (カナ表 記)		

内閣府注記：副本にはあるが正本にはない書類があったため、副本よりコピーしたもの

【通帳預金口座情報ページ貼り付け欄】

ここに、預金通帳の「銀行名」「支店名」「支店コード」「預金種類」「口座番号」「口座名義（カナ表記）」が記載されているページのコピーを貼り付けてください。

（別表1）

間接経費の主な使途の例示

1. 資金分配団体において、管理等に必要な経費。但し、他の会計としっかりと区分していることを要す。

（1）管理部門に係る経費

（ア）管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

（イ）管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費など

（2）助成部門に係る経費

（ア）共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、

印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(イ) 当該助成に係る必要経費

助成担当者、外部選考委員等の入件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、パソコンソフト費

(ウ) 助成関連施設の整備、維持及び運営経費

(エ) ネットワークの整備、維持及び運営経費

(3) 監督・評価その他の関連する部門に係る経費

(ア) 監督・評価に係る経費

(イ) 広報事業に係る経費など

2. 間接経費が使用できないものの例

(ア) 助成金

(イ) 飲食費（会議室における会議の上で必要やむを得ず供される飲食費を除く）

(ウ) アルコールの提供を伴う会議費

(エ) 会議室における会議の上で必要やむを得ず供される飲食費のうち一人当たり2000円を超えるもの。

(オ) その他の法令及び資金分配団体の規程に反するもの